The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『韓非子』の「諫諍」について
Author(s)	前川, 正名
Citation	中国研究集刊. 2002, 30, p. 29-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60936
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『韓非子』の「諫諍」について

前川正名

はじめに

中国古代における「諫諍」の思想については、これまで次のような明快な図式的理解がなされてきた。

すなわち、先秦時代における儒家の「諫諍」は、父子間の「諫諍」と君臣間の「諫諍」とに大別され、『論語』や『孟子』の時代から『荀子』や『孝経』の時代に至るまでの間に、父子間の「諫諍」のあり方は、穏やかに非を悟す「微諫」から厳しく正す「強諫」へと変化し、逆に、君臣間の「諫諍」は、「強諫」から「微諫」へ変化した、と(注1)。

しかしながら、こうした理解には幾つかの問題点を指摘することができる。第一は、主として先秦時代の「諫諍」を問題としており、漢代以降の展開について十分な考察を行なっていない点である。第二は、出土資料の発見に伴なって、諸書の成立時期に再考が加えられつつあり(注2)、『論語』や『孟子』の時代と、『荀子』や『孝経』の時代といった時代区分自体に問題が感じられる点である。第三は、墨家や法家等、儒家以外の「諫諍」についての考察がほとんど見られない点である。

そこで本稿は、こうした諸問題の内、法家思想の「諫諍」について検討することを目的とし、具体的には『韓非子』の「諫諍」を取り上げて考察を加えてみることとしたい(注3)。以下、第一章において『韓非子』の「諫諍」の特徴を明らかにし、第二章において臣下と「諫諍」との関係について述べ、第三章において君主と「諫諍」との関係について分析する。

一、『韓非子』における「諫諍」の特徴

本章では、『韓非子』における「諫諍」の全体的な特徴について指摘していきたい。端的に要約するならば、『韓

非子』の「諫諍」は君臣間の「諫諍」に極限されているということである。

『韓非子』では、儒家系の文献においてしばしば問題となる、父子間における「諫諍」に関する記述が見られない。確かに、「五蠹」に見る直躬説話は、『論語』に同様の説話が取られているため、『韓非子』における父子間の「諫諍」の例として、よく取り上げられる。

また、例えば「六反」では、

母之愛子也倍父、父令之行於子者十母。吏之於民無愛、令之行於民也万父母。積愛而令窮、吏威厳而民聴従。厳愛之筴、亦可決矣。（母の子を愛するや父に倍す、父の令の子に行なわるるや母に十す。吏の民に於けるや愛無し、令の民に行なわるるや父母に万す。積愛し而して令窮し、吏威厳にして而して民聴従す。厳愛の筴、亦決す可し。）

と、いわゆる徳治ではなく法の優位性をとく。この様な一文があるためか、『論語』では直躬の行為は否定され、『韓非子』では直躬の行為は肯定されている。」といった意見がある(注4)。

しかしながら、直躬説話そのものは、

楚人有直躬、其父窃羊、而謁之吏。令尹曰、殺之。以為直於君、而曲於父。報而罪之。以是観之、夫君之直臣、父之暴子也。（楚人に直躬というもの有り、其の父羊を窃み、而して之を吏に謁ぐ。令尹曰く、之を殺せ、と。以為えらく君に直なり、而れども父に曲なり。報じ而して之を罪せり。是を以て之を観れば、夫の君の直臣は、父の暴子なり。）

と「君の直臣は、父の暴子」であると述べているのみである。あくまで「孝」と「忠（ここでは直）」とが相反することもあるという事実を告げ、後文にて直躬を処罰したことによって悪影響が出たことを指摘しているだけである。直躬の行動を肯定も否定もしていない。あるいは最終的には君主の権力のもとに「孝」を収束させようとの意図があるのかも知れないが、説話そのものは、「孝」や「忠」の先後を示すものではない(注5)。

『韓非子』の主題はあくまで「君臣間に関すること」であり、そのために父子間の「諫諍」に関する言及をしなかったと考えるのが妥当である。

同様の理由により、『韓非子』には夫妻間の「諫諍」についての記述も見られない。例えば『白虎通義』は、妻から夫への「諫諍」について言及している。しかし、『韓

非子』は多くの説話を収めているにもかかわらず、夫妻間の「諫諍」については全く触れられていない。

こうした点が『韓非子』の「諫諍」についての第一の特徴であると言えよう(注6)。

そのためか、『韓非子』には、そもそも「諫諍」についての明快な定義を下した部分が見あたらない。これは「諫諍」自体が軽視されているからではなく、君臣間の「諫諍」のみが論ずべき「諫諍」と意識されていたからであろう(注7)。

二、忠臣と「諫諍」と

ところで、「諫諍」という行為について考える場合、そこには二つの視点が必要となる。『韓非子』の場合について言うならば、「諫諍」する側（臣下）と「諫諍」される側（君主）とである。本章では、まず臣下と「諫諍」という観点から考察を進めたい。

統治術が有効に作用した結果をのべる記述として、「姦劫弑臣」の一文があげられる。

人主誠明於聖人之術、而不拘於世俗之言、循名実而定是非、因参験而審言辞。是以左右近習之臣、知偽詐之不可以得安也（中略）百官之吏、亦知為姦利之不可以得安也（中略）安危之道、若此其明也、左右安能以虚言惑主、而百官安敢以貪利漁下。是以臣得陳其忠而不蔽、下得守其職而不怨、此管仲之所以治斉、而商君之所以強秦也。（人主誠に聖人の術に明らかにし、而して世俗の言に拘わらず、名実に循い而して是非を定め、参験に因り而して言辞を審かにせんか。是を以て左右近習の臣、偽詐の以て安きを得可からざるを知り（中略）百官の吏も、亦姦利を為すの以て安きを得可からざるを知り（中略）安危の道、此の若く其れ明かならば、左右安んぞ能く虚言を以て主を惑わし、而して百官安んぞ敢て貪利を以て下を漁らんや。是を以て臣は其の忠を陳ぶるを得て而して蔽われず、下は其の職を守るを得て而して怨みず、此れ管仲の斉を治めし所以にして、而して商君の秦を強くせし所以なり。）

ここでは、人主が「聖人の術に明らか」で、「世俗の言に拘わら」ないで、「名実に循」って、「参験に因」って「言辞を審かに」したならば、左右近習の臣や百官の吏は、「偽詐」や「姦利」をなすことが出来ないことを知る、とする。更に続けて、「安危の道」が明らかならば、「虚

言」で「主を惑わ」すことや、百官が「貪利」を「漁」ることは無いとする(注8)。つまり、法や術が用いられたならば、姦臣が減り、忠臣が励むようになる、とするのである。

一方、忠臣と「諫諍」との関係については、「十過」で、

七曰、離内遠遊、而忽於諫士、則危身之道也。八曰、過而不聴於忠臣、独行其意、則滅高名、為人笑之始也。（中略）十曰、国小無礼、不用諫臣、則絶世之勢也。（七に曰く、内を離れ遠く遊び、而して諫士を忽せにするは、則ち身を危うくするの道なり。八に曰く、過ちて而して忠臣に聴かず、独り其の意を行なうは、則ち高名を滅ぼし、人の笑と為るの始なり。（中略）十に曰く、国小くして礼無く、諫臣を用いざるは、則ち世を絶つの勢なり。）

と、君にとって身を滅ぼし国を滅ぼす原因となる十種類の過ちの中で、三種類に「諫諍」に関係することを述べている。すなわち「諫士を忽せにし」「忠臣に聴かず」「諫臣を用いない」ことであり、それは君としてあるまじきことだとしている。

また、「説林下」の晋の中行文子の事例では、

晋中行文子出亡、過於縣邑。従者曰、此嗇夫公之故人、公奚不休舎且待後車。文子曰、吾嘗好音、此人遺我鳴琴、吾好珮、此人遺我玉環、是不振我過者也、以求容於我者、吾恐其以我求容於人也。乃去之。（晋の中行文子出亡して、縣邑に過ぎる。従者曰く、此の嗇夫は公の故人なり、公奚ぞ休舎して且つ後車を待たざる、と。文子曰く、吾嘗て音を好む、此の人我に鳴琴を遺る、吾珮を好む、此の人我に玉環を遺る、是れ我が過を振わざる者にして、以て容れられんことを我に求むる者なり、吾其の我を以て容れられんことを人に求めんことを恐るるなり、と。乃ち之を去る。）

と、有力者におもねる人のもとを去った話を採っている。逆説的な言い方ではあるものの、「諫諍」をしてくれる者を善い人物としている。また、「外儲説左」では、

桓公問置吏於管仲。曰（中略）犯顔極諫、臣不如東郭牙。請立以為諫臣。（桓公吏を置くことを管仲に問う。曰く（中略）顔を犯し極諫するは、臣東郭牙に如かず。請う立てて以て諫臣と為さん。）

と、臣下の役目の一つに、「諫諍」があげられている。

以上の例より、臣下による「諫諍」の重要性、及び「諫諍」と「忠」との結びつきを見ることが出来る。つまり、臣の「忠」たる所以の一つに「諫諍」（をするか否か）が含まれているのである(注9)。もっとも、『韓非子』の主張する「忠」は、『論語』等の儒家系文献に見られる、いわゆる「まごころ」という「忠」とは異なるものであるが、「忠臣」としての要件の一つに「諫諍」が指摘されていることは注目すべき点である。

三、君主と「諫諍」と

それでは、こうした臣下の「諫諍」を、君主の側は、如何に受け止めるべきであると考えられているのか。本章では、君と「諫諍」との関係について論じたい。

『韓非子』に関する従来の研究では、その統治術に主眼が置かれている場合が多く、君主そのものに対する言及が余り見られない。それは、以下の例文等に起因すると思われる。例えば「守道」に、

故設柙非所以備鼠也、所以使怯弱能服虎也。立法非所以備曾史也、所以庸主能止盗跖也。（故に柙を設くるは鼠に備うる所以に非ざるなり、怯弱をして能く虎を服せしむる所以なり。法を立つるは曾史に備うる所以に非ざるなり、庸主をして能く盗跖を止めしむる所以なり。）

とあり、ここでは、「法を立」てれば「庸主」でも「盗跖を止め」ることが出来るとする(注10)。

また、「難勢」に見る一文は、聖王としての堯・舜、暴君としての桀・紂を登場させて、凡庸な君（ここでは「中」）について言及する。

堯舜桀紂、千世而一出。是比肩隨踵而生也。世之治者、不絶於中。吾所以為言勢者中也。中者上不及堯舜、而下亦不為桀紂、抱法処勢則治、背法去勢則乱。今廃勢背法而待堯舜、堯舜至乃治、是千世乱而一治也。抱法処勢而待桀紂、桀紂至乃乱、是千世治而一乱也。（堯舜桀紂は、千世にして而して一たび出づ。是れ比肩隨踵し而して生るるなり。世の治者、中に絶えず。吾が勢を言うを為す所以の者は中なり。中とは、上堯舜に及ばず、而して下亦桀紂為らず、法を抱き勢に処れば則ち治まり、法に背き勢を去れば則ち乱る。今勢を廃し法に背き而して堯舜を待つは、堯舜至らば乃ち治まらんも、是れ千世乱れ而して一たび治まるなり。法を抱き勢に処り而して桀紂を待

つは、桀紂至らば乃ち乱れんも、是れ千世治まり而して一たび乱るるなり。）

ここでは、「堯」や「舜」といった「上」の者ではないものの、「桀」や「紂」といった「下」の者でもない、言わば「中」の者であれば、「法を抱き勢に処れば」治めることが出来るとする。しかし、「難勢」の一文において、桀・紂が明確に否定されているように、凡庸といってもそこには限度がある。

それでは、君と「諫諍」との関わりから見た場合、桀・紂と凡庸の君との境界線、つまり、凡庸の君としての下限はどの辺りに設定されているのであろうか(注11)。

まず、臣からの「諫諍」を受け入れて成功する例である。「諫諍」にまつわる話としては最も一般的であるため、一例をあげるに留める。「説林上」に、土地を求めた智伯に対して、土地を出し渋った魏宣子を任章が諫め、敢えて土地を譲ることにより、智伯を自滅させた話がある(注12)。

次は、「諫諍」を聞き入れず失敗する例である。「諫諍」を受け入れて成功する例と表裏の関係にあるため、「諫諍」にまつわる話としては多い。「内儲説下」に、胥僮と長魚矯とが、権力を持ちすぎた家臣を撃つように、晋の厲公を諫めるが、しかし、諫めを聴かずに半端な政策を取ったため、厲公が殺されてしまう、という話がある(注13)。

また、「外儲説左上」には、購彊の諫めをいれず、渡河中の楚軍を撃つことをためらい、その結果、戦に負け、公自身も戦傷を負いその傷がもとで死んでしまう、という宋襄の仁の話がある。

この説話の真意は、君主自身が個人的な仁義を行なうことに対する批判であり、「諫諍」自体に焦点がおかれている訳ではない。しかし、これも「諫諍」を聞き入れず国を危うくした例の一つである(注14)。

一方、「諫諍」を聞き入れたからといって必ず成功するわけではなく、良くない「諫諍」を聞き入れて失敗した例もある。例として「内儲説上」に見る、叔孫と豎牛との話があげられる。長文のため粗筋を記すに留め、原文、及び書き下し文は省略する。

魯相叔孫には壬という子がいたが、豎牛の奸計によって殺されてしまう。また、叔孫には丙という子もいたが、豎牛の奸計によって殺されてしまう。そして叔孫の死後、豎牛は叔孫の死を誰にも知らせず、叔孫の宝を持ち逃げしてしまう。

この話の真意は、臣の言を「参験」することの重要性を説くものである。また、「諫諍」と言うよりは「進言（讒

言）」に類するものである。しかし、臣下からの良くない意見を聞き入れて失敗した例であろう。

次は、「諫諍」を聞き入れて失敗する話の反対で、「諫諍」を受け入れずに成功している例である。「内儲説上」に、羣臣が諫めるなか、治安を重視して、囚人（胥靡）と左氏の町とを交換しようとした、という話である。最後は衛の嗣君の心意気に感じた魏王は無報酬で囚人を帰してしまう(注15)。

同じく「諫諍」を受け入れずに成功した話として「外儲説左上」の、晋の文公が原を攻めた時、士大夫と約束した期限に城が落ちなかったため、羣臣が諫めるなか、落城を目前にしながらも引き返した、という話がある(注16)。

この二例の逸話の中で、「諫諍」した臣は、『韓非子』のいうところの姦臣ではなく、むしろ君や国を思う忠臣であろう。ただ、「左氏の町」や「原」といった目先の利益を思うが故に生じた「諫諍」である。しかし、臣下からの「諫諍」を正しくない「諫諍」であると見極め、退けた例である。

このように、忠臣からの「諫諍」であっても、良い「諫諍」もあれば、悪い「諫諍」もある。そしてその「諫諍」の是非を見極めなければならないのは、他ならぬ君主である(注17)。しかし、「諫諍」の是非を見分けることは極めて困難なことである。

「外儲説右上」では、堯が舜に天下を譲ろうとした時に、「舜に譲るべきではない」と諫めた鯀や共工を誅した話を載せる。その後に、

仲尼聞之曰、堯之知舜之賢、非其難者也、夫至乎誅諫者必伝之舜、乃其難也。一曰、不以其所疑敗其所察則難也。（仲尼之を聞きて曰く、堯の舜の賢を知るは、其の難き者に非ざるなり、夫の諫者を誅し必ず之を舜に伝うるに至りては、乃ち其の難きなり。一に曰く、其の疑う所を以て其の察する所を敗らざるは則ち難きなり、と。）

と、孔子の言を以て、堯・舜禅譲説話の中で賢者を見抜くことより、正しくない諫めを切り捨てる方が難しいことを説く。

また、「人主」では、

昔、関龍逄説桀、而傷其四肢、王子比干諫紂、而剖其心、子胥忠直夫差、而誅於属鏤。此三子者、為人臣非不忠、而説非不当也。然不免於死亡之患者、主不察賢智之言、而蔽於愚不肖之患也。今、人主非肯

用法術之士、聴愚不肖之臣、則賢智之士、孰敢当三子之危、而進其智能者乎。（昔、関龍逄桀を説き、而して其の四肢を傷られ、王子比干紂を諫め、而して其の心を剖かれ、子胥夫差に忠直し、而して属鏤に誅せらる。此の三子は、人臣と為りて忠ならざるに非ず、而して説当らざるに非ざるなり。然るに死亡の患を免れざるは、主賢智の言を察せず、而して愚不肖に蔽わるるの患なり。今、人主肯えて法術の士を用うるに非ずして、愚不肖の臣に聴かば、則ち賢智の士、孰か敢えて三子の危に当たり、而して其の智能を進むる者ならんや。）

とあり、比干等が殺されたのは、比干が忠臣でなかったのではなく君が愚者小人にだまされたことによる禍いとし、大臣や近臣の訴えを聞き入れず、自分の力で正当の意見を選び出すということでもない限り、法術の士の方から死の危険をおかして、君主に進言することなど出来ない、とする。

また、「亡徴」では、

很剛而不和、愎諫而好勝、不顧社稷、而軽為自信者、可亡也。（很剛にして而して和せず、諫に愎りて而して勝つことを好み、社稷を顧みず、而して軽々しく為して自ら信ずる者は、亡ぶ可きなり。）

と、忠言を聞き入れることが出来ない君主では駄目だとする。同様のことを臣下側から言ったものとして「外儲説左」の、

范文子喜直言。武子撃之以杖。夫直議者、不為人所容、無所容則危身、非徒危身、又将危父。（范文子直言を喜む。武子之を撃つに杖を以てす。夫れ直議する者は、人の容るる所と為らず、容るる所無くんば則ち身を危くし、徒に身を危くするのみに非ず、又将に父を危くせんとす。）

がある。更に、この一文の後に続けて、

子産者子国之子也。子産忠於鄭君。子国譙怒之曰、夫介異於人臣、而独忠於主、主賢明能聴汝、不明将不汝聴。聴与不聴、未可必知、而汝已離於羣臣、離於羣臣、則必危汝身矣、非徒危己也、又且危父矣。（子産は子国の子なり。子産鄭君に忠なり。子国之を譙怒して曰く、夫れ人臣に介異して、而して独り主に忠ならんか、主賢明ならば能く汝に聴かん、不明ならば将に汝に聴かざらんとす。聴かると聴かれざると、未だ必ずしも知る可からずして、而して汝

已に羣臣に離れん、羣臣に離るれば、則ち必ず汝の身を危くせん、徒に己を危くするのみに非ず、又且に父を危うくせんとす、と。)

とあり、「諫諍(ここでは直言)」する難しさを述べる(注18)。桀・紂が天子たりえたのは「勢」があるから、孔子が天子でないのは「勢」がないから、とする。しかし、「勢」があったのにもかかわらず桀や紂は最終的には天子でなくなる。これは関龍逢や比干等、暴君を諫めた臣がいたにもかかわらず、その「諫諍」を受け入れなかったからである。つまり、「諫諍」の取捨の是非こそが、凡庸な君としての下限を示すものと見ることが出来る。

「諫諍」には良いものもあれば、悪いものもある。その「諫諍」を受け入れるか否かは君の裁量に任されているのであり、是非を見極められるか否かが、『韓非子』における君としての必要条件となっているのである。

おわりに

『韓非子』は、法治主義の理想を説き、凡庸の君でも国を統治できるとする。為政者は有徳者でなければならないとする徳治主義と比較して、君主に対する要求は一見少ないように思われる。

しかし、「諫諍」という側面から『韓非子』を見た場合、特に君臣関係を利害関係と割り切ってしまうが故に、最終的な責任は常に君主側に求められることとなる。また、忠臣による「諫諍」であっても、その「諫諍」には、良いものもあれば、悪いものもある。君主自らが良い「諫諍」と悪い「諫諍」とを見分け、正しく取捨していかなければ、統治に支障を来すのである。凡庸で良いといいながらも、その下限はかなり高い水準が要求されているのである。

注

(1)「諫諍」に関する先行研究には、以下のものがあげられる。

林秀一「儒家の諫争論について—特に子が父を諫争する場合を中心に—」(『東京支那学報』十二、東京支那学会、一九六六年)。

花房卓爾「中国における諫争および諫争論の展開(一)・(二)・(三)」(『哲学』二十五・二十六・二十七、広島哲学会、一九七三・一九七四・一九七五年)。

森熊男「儒家の諫争論—その変化の背景—」(『研究集録』四十、岡山大学教育学部、一九七四年)。

小倉芳彦「直諫の構造」（『学習院大学文学部研究年報』二十七、学習院大学文学部、一九八一年）。

前川正名「『白虎通義』諫諍篇に就いて―漢代に於ける「諫諍」の一側面―」（『待兼山論叢（哲学篇）』三十五、二〇〇一年）。

尚、「諫諍」には、「諫諍」とは別に「諫争」の語もある。本稿では、『孝経』の章名や『白虎通義』の篇名が「諫諍」であることから、「諍」の字を使用し、原文に「諫争」と表記されている場合を除き、「諫諍」で統一する。

（2）先行研究（主として森熊男氏）は、『論語』、『孟子』、『荀子』、『孝経』の順番で書物が成立していったことを前提として論を展開する。しかし、近年、儒家系の出土資料が相次いで発見されており、これら新出土資料の研究成果によって、既存の文献の成立時期が修整される可能性がある。特に『孝経』は、大別しても、先秦成立説と漢代（前漢）成立説の二説があり、成立時期を再考する必要があろう。

（3）本稿は、『韓非子』各篇の成立に関して、木村英一氏の『法家思想の研究』（弘文堂書房、一九四四年）に従う。

木村英一氏は、『韓非子』各篇の成立に関して「一、大体韓非の自著らしいもの」、「二、韓非一派の論難答問を集めたもの」、「三、比較的早期の韓非子後学の手に成った篇」、「四、黄老思想を取り入れた比較的晩い韓非子後学の作る所」、「五、その他の比較的晩い後学の作る所」、「六、韓非学派の伝えた説話集」、「七、韓非一派以外の手に成り、編纂の時、過って若しくは故意に韓非子の書中に採収せるもの」の七つに分類する。但し、本稿は「諫諍」の成立と展開」という観点より、秦末漢初の書として『韓非子』を用いているため、韓非子の自著か否かについては余り注意を要しない。従って、本稿では主に、

「一」、孤憤・説難・和氏・姦去弑臣・五蠹・顕学。
「二」、難一・難二・難三・難四・難勢・問辯・問田・定法。
「三」、愛臣・有度・二柄・八姦・十過・亡徵・三守・備内・南面・飾邪・説疑・詭使・六反・八説・八経・忠孝・人主。
「六」、説林上・下、内儲説上・下、外儲説左上・左下・右上・右下、十過。

の各篇を用いる。

尚、本稿は、『韓非子』の底本に乾道本を使用した。但し、陳奇猷『韓非子集釈』等の諸書の説に基づき、適宜字句を改めた箇所があるが、紙幅の都合上注記を省いた。

（4）飯塚由樹「『論語』における法家的思想に関する一考察」（『二松』九、二松学舎大学大学院文学研究科、一九九五年）等。

（5）松尾善弘氏の「「直躬」論」（『鹿児島大学教育学部研究紀要（人文社会科学編）』四十二、鹿児島大学教育学部、一九

九一年）及び「「直躬」再論」（『山口大学文学会誌』四十八、山口大学文学、一九九七年）に拠れば、直躬説話は、法家と儒家との境界線を示すものではない、とする。直躬説話の後に続く、老父がいることを理由に戦場から逃げた兵士を孔子が誉めた話も「夫父之孝子、君之背臣也」と結論づけていることからも明らかであろう。

（6）この他にも『韓非子』における「諫諍」の特徴として、五行思想と「諫諍」との連結が見られない、君のもとを去る臣についての記述がある等、幾つかあげることが出来るが、それらの件に関しては別の機会に述べたい。

（7）例えば、『荀子』では「臣道篇」において、また、『白虎通義』では「諫諍篇」において、それぞれに独自の「諫諍」の定義、あるいは説明をしている。

（8）類似の例として、明主の道として述べられる「難一」の一文、「設民所欲、以求其功。故為爵禄以勧之、設民所悪、以禁其姦。故為刑罰以威之。慶賞信而刑罰必。故君挙功於臣、而姦不用於上。雖有豎刁、其奈君何。」（民の欲する所を設け、以て其の功を求む。故に爵禄を為して以て之を勧め、民の悪む所を設け、以て其の姦を禁ず。故に刑罰を為して以て之を威す。慶賞信にして刑罰必す。故に君功を臣に挙げ、而して姦上に用いられず。豎刁有りと雖も、其れ君を奈何せん。）がある。

（9）「諫諍」と忠臣との結びつきについて言及したものに、湯浅邦弘氏の「「忠臣」の思想―郭店楚簡『魯穆公問子思』について―」（『漢意とは何か』、東方書店、二〇〇一年）がある。

（10）同様に凡庸な君についての言及は、「難一」にもある。「舜猶不以此説堯令従、己乃躬親。不亦無術乎。且夫以身為苦、而後化民者、堯舜之所難也。処勢而矯下者、庸主之所易也。将治天下、釈庸主之所易、道堯舜之所難、未可与為政也。」（舜猶お此を以て堯を説きて従ら令めずして、己乃ち躬親らす。亦術無きにあらずや。且つ夫れ身を以て苦を為して、而る後民を化するは、堯舜の難しとする所なり。勢に処りて而して下を矯むるは、庸主の易しとする所なり。将に天下を治めんとして、庸主の易しとする所を釈てて、堯舜の難しとする所に道るは、未だ与に政を為す可からざるなり。）

（11）本稿前半において言及しているように、『韓非子』は「諫諍」の定義をしていない。その為、「進言」、「忠言」等、「諫諍」と類似の概念と「諫諍」との違いが曖昧である。本稿では、「諫」の字が用いられているもの、話の流れから明確に「諫諍」と分かるもの、を中心に例として用いた。

（12）智伯索地於魏宣子、魏宣子弗予。（中略）任章曰、無故索地、隣国必恐、彼重欲無厭、天下必懼。君予之地、智伯必驕而軽敵、隣邦必懼而相親、以相親之兵、待軽敵之国、則

智伯之命不長矣。（中略）君不如与之以驕智伯、且君何釈以天下図智氏、而独以吾国為智氏質乎。君曰、善。乃与之万戸之邑。智伯大悦、因索地於趙。弗与、因圍晋陽。韓魏反之外、趙氏応之内、智氏自亡。（智伯地を魏宣子に索む、魏宣子予えず。（中略）任章曰く、故無くして地を索めば、隣国必ず恐れん、彼重欲厭く無くんば、天下必ず懼れん。君之に地を予えば、智伯必ず驕り而して敵を軽んじ、隣邦必ず懼れ而して相い親しみ、相い親しむの兵を以て、敵を軽んずるの国を待たば、則ち智伯の命長からず。（中略）君之に与え以て智伯を驕らしむるに如かず、且つ君何ぞ天下を以て智氏を図ることを釈て、而して独り吾が国を以て智氏の質と為さんや、と。君曰く、善し、と。乃ち之に万戸の邑を与う。智伯大いに悦び、因って地を趙に索む。与えず、因って晋陽に圍む。韓魏之に外に反し、趙氏之に内に応ず、智氏自りて亡ぶ。）

(13) 晋厲公之時、六卿貴。胥僮長魚矯諫曰、大臣貴重、敵主争事外市樹党、下乱国法、上以劫主、而国不危者、未嘗有也。公曰、善。乃誅三卿。胥僮長魚矯又諫曰、夫同罪之人、偏誅而不尽、是懐怨而借之間也。公曰、吾一朝而夷三卿、予不忍尽也。長魚矯対曰、公不忍之、彼将忍公。公不聴。居三月、諸卿作難、遂殺厲公、而分其地。（晋の厲公の時、六卿貴し。胥僮長魚矯諫めて曰く、大臣貴重にして、主に敵し争うて外市して党を樹つるを事とし、下は国法を乱り、上は以て主を劫かし、而して国危うからざる者は、未だ嘗て有らざるなり。公曰く、善し、と。乃ち三卿を誅す。胥僮長魚矯又諫めて曰く、夫れ同罪の人を、偏誅し而して尽さざるは、是れ怨を懐き而して之に間を借すなり、と。公曰く、吾一朝にして而して三卿を夷す、予は尽くすに忍びざるなり、と。長魚矯対えて曰く、公之に忍びずは、彼将に公に忍びんとす、と。公聴かず。居ること三月にして、諸卿難を作し、遂に厲公を殺し、而して其の地を分つ。）

(14) 宋襄公与楚人戦於涿谷上。宋人既成列矣、楚人未及済。右司馬購彊趨而諫曰、楚人衆而宋人寡、請使楚人半渉、未成列而擊之必敗。襄公曰、寡人聞、君子不重傷、不擒二毛、不推人於険、不迫人於阨、不鼓不成列。今楚未済而擊之害義。請使楚人畢渉成陣、而後鼓士進之。右司馬曰、君不愛宋民、腹心不完、特為義耳。公曰、不反列且行法。右司馬反列。楚人已成列撰陣矣。公乃鼓之。宋人大敗、公傷股、三日而死。（宋の襄公楚人と涿谷の上に戦う。宋人既に列を成し、楚人未だ済るに及ばず。右司馬購彊趨り而して諫めて曰く、楚人衆く而して宋人寡し、請ふ楚人をして半ば渉らしめ、未だ列を成さざるに而して之を擊たば必ず敗らん、と。襄公曰く、寡人聞く、君子は傷を重ねず、二毛を擒にせず、人を険に推さず、人を阨に迫らず、列を成さざるに

鼓さず。今楚未だ済らず而して之を擊たば義を害せん。請う楚人をして畢く渉り陣を成さしめ、而る後士を鼓して之を進めん、と。右司馬曰く、君宋の民を愛さず、腹心完からずして、特に義を為すのみ。公曰く、列に反らずんば且に法を行なわんとす。右司馬列に反る。楚人已に列を成して陣を撰る。公乃ち之に鼓す。宋人大いに敗れ、公股を傷け、三日にして而して死す。)

(15) 衛嗣君之時、有胥靡、逃之魏、因為襄王之后治病。衛嗣君聞之、使人請以五十金買之。五反而魏王不予。乃以左氏易之。羣臣左右諫曰、夫以一都買胥靡、可乎。王曰、非子之所知也。夫治無小而乱無大、法不立而誅不必、雖有十左氏無益也。法立而誅必、雖失十左氏無害也。(衛の嗣君の時、胥靡有り、逃れて魏に之き、因りて襄王の后の為に病を治す。衛の嗣君之を聞き、人をして五十金を以て之を買わんと請わしむ。五反して而れども魏王予えず。乃ち左氏を以て之れを易えんとす。羣臣左右諫めて曰く、夫れ一都を以て胥靡を買うは、可ならんや、と。王曰く、子の知る所に非ざるなり。夫れ治は小とすること無く而して乱は大とすること無し、法立たず而して誅必せずば、十左氏有りと雖も益無きなり。法立ち而して誅必せば、十左氏を失うと雖も害きなり、と。)

(16) 晋文公攻原。裹十日糧、遂与大夫士期十日、至原。十日而原不下。擊金而退、罷兵而去。士有従原中出者。曰、原三日即下矣。羣臣左右諫曰、夫原之食竭力尽矣、君姑待之。公曰、吾与士期十日、不去、是亡吾信也、得原失信、吾不為也。遂罷兵而去。原人聞曰、有君如彼其信也、可無帰乎。乃降公。(晋の文公原を攻む。十日の糧を裹み、遂に大夫士と十日を期し、原に至る。十日にして而して原下らず。金を擊ちて而して退き、兵を罷め而して去る。士原の中より出づる者有り。曰く、原は三日にして即ち下らむ。羣臣左右諫めて曰く、夫の原の食竭き力尽きぬ、君姑く之を待て、と。公曰く、吾士と十日を期す、去らずば、是れ吾が信を亡うなり、原を得て信を失うこと、吾為さざるなり。遂に兵を罷め而して去る。原人聞きて曰く、君有ること彼の如く其れ信なり、帰する無かる可けんや。乃ち公に降る。)

(17) 君が臣の意見を取捨選択している例として「難一」の晋の文公が楚を攻めた時の話がある。ここでは、劣勢であった晋の文公が、舅犯と雍季との二人に進言させている。舅犯は敵の裏をとる戦略を、雍季は信義を重んじる戦略をそれぞれ述べる。結果は、雍季の意見を善しとしながらも、雍季の意見を用いず舅犯の意見を採用し、更に、帰国後の論功行賞は、雍季を先にした、という二重三重にねじれた話である。この話の真意は、説話の後に述べられる、孔子が誉め、ある人(韓非子)が貶すという部分にある。しか

し、君が臣の意見を取捨選択している例としてあげられよう。

(18) また、「難言」や「説難」は、必ずしも「諫諍」論ではないものの、自説を述べ人に受け入れられることの難しさを説く。それはつまり、裏を返せば、どんなに良い進言でも様々の理由（王の取り巻き（姦臣）や、あるいは王自身の才能の問題等）によって受け入れられ難いことを示している。